

平成30年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

平成30年議会改革特別委員会 第23回

平成30年5月10日（木曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（10名）

1番 野中芳子君  
4番 柿沼秀雄君  
6番 小坂徳蔵君  
8番 大内清心君  
10番 酒巻ふみ君

3番 新井好一君  
5番 小勝裕真君  
7番 佐伯由恵君  
9番 森本寿子君

欠席委員

2番 竹内政雄君

委員外議員

1番 金子正則君  
6番 池田年美君  
18番 中條恵子君  
22番 松本英子君  
26番 吉田健一君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 高橋敦男  
主幹（議事・三宅昌之  
調査担当）

議事課長 戸田実  
主査（議事・酒巻俊郎  
調査担当）

開会 午前9時30分

### ◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんおはようございます。今日は、早朝より第23回になりますけれども、議会改革特別委員会に委員各位におかれましては、ご参集いただきまして、ありがとうございます。最近、ちょっと天候が不順ですが、連休が終わって、加須市内では、田植えが一段と進んでまいりました。恵の雨かなと思っております。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、議題としては報告事項が2件ございます。それから、協議事項は2件ございます。それから、あとは、今後の協議日程について、ご協議いただきたいと思います。特に協議事項に関しましては、前回、加須市議会基本条例案のパブリックコメントに対する市議会の見解をご協議いただいたわけでしたが、今日も引き続いて見解について、概ね取りまとめていきたいと思っております。本日も自由討議を進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。



### ◎開会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 今日は、議長が所用でお出でになっておりませんので、早速、第23回議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行は、配布してあります次第に沿って進めてまいります。はじめに報告事項から始めます。報告事項は2件あります。一つは教育委員会の生涯学習部が所管する市民学習カレッジ、市民とともに進める市議会改革に関する件です。市民公開研修講座の要件としては、参加者が40名以上で、その名簿を事前に生涯学習部に提出する必要がございました。この件に関しましては、前回の委員会で、委員各位にお願いしてありましたが、お忙しいところご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。それから、もう一つは、加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定の締結に関わる案件です。この件に関しては、前回説明したように、今月1日付けで、法人側と協定を締結いたしております。大学の連携は、市議会基本条例案の第16条で、大学との連携、専門的知見の活用を定めております。今回、加須市議会と平成国際大学との、連携協力に関する協定の締結は、この条文に基づくものでございます。なお、埼玉県内の40市議

会の中で、地元の大学と連携協定を締結している市議会は、今回、加須市議会が3番目となります。これまで、さいたま市議会が埼玉大学と、所沢市議会が早稲田大学と、それぞれ連携協定を行い、そして今回、加須市議会が、平成国際大学と連携協定を締結したということになります。それでは、報告事項2件について、一括して、戸田議事課長から、説明をいただきます。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員の皆さん、改めまして、おはようございます。それでは、報告事項の（1）及び（2）につきまして、私、戸田の方から、併せて、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて、説明をさせていただきます。

まずは、報告事項の（1）、生涯学習情報かぞ ライフステージ生涯学習カレッジについて。参加の申し込み状況につきまして、これは、口頭で、ご報告をさせていただきたいと思えます。7月の12日及び8月3日に開催予定しております、市民学習カレッジセミナー市民と進める議会改革につきまして、参加申込者数は、合計49名となりました。男女別の内訳でございますけれども、男性が49名中37名。女性が12名。計49名の参加申し込みをいただきました。これにつきましては、委員の皆様方にも、大勢の参加者の募集をいただきまして、誠にありがとうございました。なお49名中3名の方が、生涯学習課の方に直接お申し込みをされたということで、合計して、49名ということになっております。まず（1）の方の参加の申し込み状況につきましては、以上でございます。引き続きまして、（2）の加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定の締結について、資料の1番。こちらの方で、説明をさせていただきたいと思えます。2枚あるのですけれども、まず、1枚目は、実際に市議会と平成国際大学の連携協力するにあたっての協定書、これの写しになります。お互いに5月1日付で、議長印及び大学の学長印。これを押印したものを、議会の方と、大学側で、それぞれ1部ずつ保管をしているところでございますけれども、その写しを資料の1番として、今回、配布をさせていただきました。1枚、めくっていただきまして、今回の協定の締結の概要ですけれども、加須市議会と平成国際大学との連携協力に関する協定の締結についてということでありまして、先ほども、委員長の方からもお話がありましたけれども、市議会が大学と単独で協定を結ぶのは、さいたま市議会と埼玉大学、所沢市議会と早稲田大学に次いで、県内で3番目ということでございます。つきましては、先ほどお話ししましたように、5月1日の締結となりました。目的につきましては、協定書の一部を抜粋してございますけれども、

市民を代表して、市政に関する意思決定を行う加須市議会と知的財産を保有する平成国際大学が連携及び協力し、かつ相互の持つ、人的及び物的資源を有効に活用することにより、地域社会における様々な政策課題への適正な対処と、地域社会の活性化、人材育成、学術研究の向上等に寄与することを目的としております。③の連携協力事項としては、加須市議会の政策能力の向上に関する事項。2番で、平成国際大学の教育研究に関する事項。3番で、広聴広報の向上に関する事項。④の具体的な取り組みといたしましては、例として、大学生と市議会との意見交換会の開催。これを予定しております。また、これまでも開催しておりますところでありすけれども、大学講師による議員研修会。過去においては、浅野先生にお願いしたこともございました。こういった形で、市民公開講座の開催等も、実施しておりますところでございます。以上、(1)、(2)の報告事項については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。平成国際大学との連携協力の締結に関しては、議会事務局の方でマスコミの方にプレスリリースの方も行ったのですが、ちょうど連休の合間ということもありまして、反応はございませんでした。皆さんに、その旨お知らせしておきたいと思います。今の説明に対して、何か質疑があれば、挙手を願います。野中委員。

○1番（野中芳子君） (1) 番の方の、生涯学習情報かぞライフステージ生涯学習カレッジについてですけれども、これは、第1回目が、7月12日、その中で、議会基本条例に対する意見交換会とあったと思うのです。そうすると、この条例を6月議会に上程するとなると、そこで、意見交換した意見というのは、どのように反映していくのか、ちょっと、その辺を。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、まず、結論から言いますと、7月12日にこの基本条例の関係について、意見交換会ということになっておりますけれども、そこで、基本条例に反映することとは、結論から言って、まずありません。というのは、どういうことかといいますと、今まで基本条例に関しましては、公聴会を昨年11月に実施して、その意見は、既に基本条例に反映させてあります。それから、これから皆さんにご協議いただくのですが、パブリックコメントを行いまして、約1か月間行いまして、これに対して、市議会の見解の協議を前回は行って、今日、それをできればとりまとめていきたいと思っておりますけれども、この出された意見については、パブリックコメントに反映させてあります。それで、前から委員会で協議してきましたように、6月議会に上程することになっております。そうしますと、6月議会で、基本条例は制定すると、そういう予定になっております。そのあと

で、意見交換会やりますので、基本条例そのものについて、意見交換会で出された意見が、条例そのものですよ、それについてはありません。今後出された意見については、今後の、我々の基本条例に基づいて、例えば、ここの中には、議会運営の原則だとか、議員活動の原則であるとか、そのようなことを定めておりますので、そこに反映させていくと。心して取り組んでいくと、そういう流れになっていくのかなと思います。まずは、7月12日の関係は、具体的には、これから、一応タイトルでは、市民学習カレッジに載せてありますけれども、詳細はどの様にやっていくかということについては、何も決めてありません。この委員会で、皆さんにご意見いただいて、内容について決めていきたいと、そのように思っております。それでよろしいでしょうか。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますか。大内委員。

○8番（大内清心君） 今の、関連するのですけれども、49名の方に応募いただきまして、良かったなと思っているのですが、8月3日に関しては、市民プラザかその多目的ホールを借りておりますので、49名ではもったいないなというところで、このセミナーの受講者以外の方で、広く募集するお考えがあるのかどうかお聞きしたいのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。その、広く市民に周知ということかなと思うのですけれども、今回は、7月、8月ということでありまして、2か月、あるいは3か月先の話でありまして、皆さんにご協力いただいて名簿をそろえることができました。誠に、皆さんにもご協力いただいて、その結果が、先ほど説明した内容になっております。したがって、今度の7月、8月の開催については、当然市議会のホームページに掲載していきます。あとは、今後の課題ですが、例えば、6月議会が始まりますから、傍聴においでくださる方もおりますので、その時に、例えば案内のチラシを配布するとか、そういうことも、一つの方法かなと、そんなふうに思っております。さらには、市報にまた載せることができないのかどうか、7月、8月ですので、その辺も、検討していきたいと思います。また、何かいい案がありましたら、提案していただければ、ありがたいと、今、考えているのは、そういう取り組みで、やっていければいいのかなと思っています。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますか。なければ、報告事項2件については、先ほどの説明があったようにご了承をお願いします。

それでは、続いて協議事項に進みます。第1、加須市議会基本条例案のパブリックコメン

トに対する市議会の見解案の検討についてを議題といたします。この市議会基本条例案のパブリックコメントは、個人と団体を含めて、24 人の方から、75 項目の意見をいただいております。前回に引き続いて、パブリックコメントの市議会の見解について、協議を進めていきたいと思っております。前回の協議を踏まえましてパブリックコメントの全体像がわかり易いように、内容を全体に整理してあります。1 つは、市議会基本条例案の全体に関する内容について。それから2つ目は、基本条例の、前文から各条ごとに市民の意見をまとめて整理してあります。3 つ目は、その他ということでもまとめてあります。それから、前回いろいろご意見いただきました。そのご意見を踏まえまして、加筆修正をしているところもあります。基本条例案の第5条に議会運営の原則というのがあります。第3項にこのように定めてあります。議会とはということです、積極的に情報公開を行い、市民に対する説明責任を十分果たすよう努めなければならない。説明責任を十分に果たすのが、条例案の内容になっておりまして、少し丁寧に説明する必要があるのかなということも考えまして、それぞれ前回の部分についても、皆さんの意見を基に修正してございます。それでは、資料2で、皆さんに配布してありますが、この資料に基づいて、私の方から、説明をしていきます。中には、前回説明した部分とダブる部分があるかと思いますが、その点はご了承願いたいと思います。それでは、左側が番号になっております。その次が提出者、それからその右の方に、項目。条項順になっております。それから、その次が、市民の意見。要するに、パブリックコメントになっております。そして、一番右側が、市議会の見解案ということにしてあります。その順番で、説明いたします。

まず1番、逐条解説についてということです。これについては、市民が条例の理解を得られるためにも、逐条解説が示されることを望みますというご意見です。これについては、議会の見解として、右のほうに掲載してあります。議会基本条例の制定と合わせて、逐条解説を作成中です。条例の制定に併せて、市議会ホームページに掲載する予定です。なお、市民に対しては、本会議の傍聴者等を含めて、逐条解説をお渡しできるよう用意させていただきます。こういう見解にしてあります。

次は、2番。加須市ならではの特徴ある個性的な素案が見当たらないという全体的なご意見でございます。これに対しては、市議会として、前文に加須市議会の議会改革に取り組む決意を規定しております。貴重なご意見ありがとうございました。このようにしてあります。

それから、3番。これは、議員相互の活性化、大局観に立った議会運営を期待する。全体的な事項にそのようになっております。これは、後段の方にあるのですが、この方は、市議

会基本条例が、議員相互の活性化を図る基となり、どこの自治体でも大きな課題となっている人口減少、少子化対策、魅力ある地域づくりに、各議員が真摯に取り組まれることを望むものです。生活の問題は大事ですが、近視眼的な感情に走ることなく、大局観に立った議会運営を期待します。というご意見でございました。これについては、貴重なご意見ありがとうございました。ということで、まとめてあります。

それから、4番。これは、議会と市民との協働こそが急務、全体事項で約2か年にわたって、議会改革特別委員の皆さんにはご尽力に心から敬意を表しますということで、いろいろな意見を出されまして、いろいろお考えになって意見を出されたということです。これについては、「貴重なご意見ありがとうございました。」ということで、議会としてまとめてあります。

それから、2ページですが、条文に解説文をということです。これは、四日市市議会の基本条例を読まれて、後は、「早稲田大学マニフェスト研究所・議会改革調査部会」の資料を参考にしているということで、そういうご意見を寄せられております。いろいろ用語解説まで付けているとか、そういうご意見をいただいております。これに関しては、市議会の見解として、「条例について、解説文をというご意見ですが、条例について逐条解説を作成中です。条例制定後に市議会ホームページに掲載する予定です。また、逐条解説は市議会の傍聴者はじめ市民にお渡しできるよう準備する予定です。」ということでまとめてあります。これが、全体的な意見でした。意見について、ここまで、ご意見ありますでしょうか。あれば、挙手願います。なければ、またあとでも、気付いた時におっしゃっていただいても結構ですので、3ページに移ります。

3ページの5番です。これは、前回も協議した内容ですが、市民主権、深化した人権意識という前文についての関係であります。ずっと掲載されて、いろいろ、ご意見いただいているのですが、要は、人権のことを入れてもいいのではないかというようなことをとのご意見かなと思います。これについて、市議会の見解としては、以下のようにまとめてあります。

「基本的人権については、憲法で定められているところです。憲法を尊重しながら市議会が対応するのは当然のことです。これまでも、人権を尊重しながら議会を運営してまいりましたし、今後も憲法に基づいて対応してまいります。貴重なご意見ありがとうございました。」ということにしてあります。

それから次は、4ページに移ります。6番、いろいろご意見あるのですが、前文に緊急性が感じられないという内容でした。議会の見解として、次のように取りまとめました。「前文は、緊急性をもって制定するものではなく、市議会がこれから取り組んでいく決意や、二元代表

制の下で取り組んでいく原理原則をうたったものであります。最高規範の基本的な考え方として整理しておりますので、ご理解いただきたいと思います。」ということで、まとめてあります。

続いて7番。これは、前文の項にも関係あるのですが、①の関係で、真ん中辺にあるのですが、加須市の地理的特性を表現していると思いますが・・・、という内容にありまして、この埼玉一の米どころでコシヒカリの産地であります、麦や野菜、果樹等ありますので、産業状況の固定化を生ずるような記載事項とはならないように留意すべきではないかという内容になっております。これについて、このようにまとめました。「議会改革への取組に高く評価をいただき感謝を申し上げます。加須市は、市内の8割が農地で、そのほとんどが米の生産ということもあり、このような表現（代表的なコシヒカリ）にしました。決してほかの特産品を疎かにしている訳でないことを、ご理解いただきたいと思います。」ということに、これはまとめてあります。

それから、54番の1です。議会力、議員力の発揮。これ前文です。前文で加須市の特徴が端的に述べられ、日本国憲法に規定された国民主権、地方自治法の本旨に基づく二元代表制の下、市議会が市民の信託を受けた市民の代表機関・議事機関であり、執行機関や市政の監視機能を発揮するという議会の役割が明記され、というようなことが評価をいただいて、最後に、議員の皆様には、議会力、議員力を存分に発揮していただくよう期待しています。というようなご意見です。これに対しては、議会として、「ご意見ありがとうございます。引き続いて市議会は、ご意見にある議会力、議員力を存分に発揮できるよう最大限の努力を尽くしてまいります。」ということにしてあります。

続いて8番、二元代表制、市民の信託というものを、「二元代表制の一翼として」というのを「二元代表制の下」に。それから、「市民の信託に的確に応え」を「市民の負託に的確に」ということに、変えたほうがいいのではないかとご意見でした。これにつきましては、負託より信託というのは、憲法の前文にもこういう記述になっておりますので、議会として、ご意見として承っておきます。」ということにまとめました。

それから、9番。これは、第1章、第1条の緊張関係についてです。「議員と市長とは緊張関係で監視機能云々」とありますが、両者間の信頼関係に疑問を感じております。ここは強い信頼関係にあるからこそ、チェック機能とするべきではないでしょうか。」というような、ご意見です。市議会として、「二元代表制の下で、議会の基本的な機能の一つとして監視機能があります。信頼関係を保ちながら、監視機能を発揮してまいりたいと思います。」ということ

にまとめてあります。

続いて、5 ページ。これは、第 1 条から第 4 条関係について載せてあります。10 番の審議会委員の兼務についてということで、審議会等を兼務してはならないという内容でして、その理由については、議員と市長との緊張関係が失われてしまうというようなご意見であります。これに対して、前回、ご協議いただいたのですが、委員の皆さんから意見もありましたので、丁寧に説明してあります。全部読んでみます。市議会の見解として、「市議会の機能と役割は、市民の代表機関として監視機能を十分発揮し、市民福祉の向上と住民自治の充実などに寄与することです。議員が、審議会等の委員を兼ねることについてのご意見ですが、法令や条例によって、審議会等に議員が委員に就くことを規定していることが少なくありません。市議会は、法令や条例に基づく以外に、議員が審議会等への委員に就いている事例を見直し、返上することを決定しています。市議会は、監視機能の発揮を定めている条例案の前文、条例の目的を定めた第 1 条及び議会運営の基本を定めた第 5 条などに基づいて職責を果たし、議会改革に鋭意取り組んでまいり所存ですので、ご理解をお願いいたします。」と、少し丁寧に説明をしてあります。

次は、11 番、議員力について。これは、「議員力は、市全体を見据えて調査し能力の発揮を望む。議員は、議員能力を高める必要があり、その職務を全うするよう研鑽されたい。」ということです。これは、議会の見解として、「ご指摘のとおりです。条例に基づき、今後取り組んでまいります。」というふうに、まとめました。

次は、12 番です。これは第 4 条の関係です。一般質問を土、日曜日にというご意見です。これについては、今後の課題として受け止めさせていただきます。ということにしてあります。

次は、13 番の 2 です。「条例に解説文、通年議会」というご意見です。これに対して、通年議会ということは、この委員会の初めの方で議論しております。そこで、市議会の見解として次のようにまとめました。「市議会の会期を通年とする、通年議会というご意見ですが、委員会で、通年議会を検討しましたが、現時点で時期尚早と判断し、条例案第 4 条で定例会の回数は年 4 回と決めました。ご了承願います。」ということで、きちんと委員会で、いろいろ検討したうえで、時期尚早と判断したと取りまとめてあります。

それから、14 番。臨時議会の開催を明記したほうがいいということで、これは、第 4 条の関係です。「年 4 回の定例会のみで、さまざまな課題が解決できるでしょうか。また、臨時会の開催についての明記をご検討いただけないでしょうか。」ということのご意見です。今、臨

時議会の招集については、2通りあります。地方自治法が改正されまして、少し詳しく、見解をまとめてあります。市議会の見解案、「臨時議会の明記の検討をというご意見ですが、地方自治法は臨時議会の招集について、2つの方法を規定しています。①議員による会議に付すべき事件を示して、臨時議会の招集の請求。および議長による臨時議会招集の制度。これは、地方自治法の101条です。②臨時議会は首長が、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する制度です。これは、第102条にあります。加須市議会は、これまで、②に基づいて臨時議会を招集しています。臨時議会は、あくまで、必要がある場合において、その事件に限り招集するものであり、条例には定めていません。今後も臨時議会は、地方自治法に基づいて対応してまいります。」というようにまとめてあります。あまり長くすると、あれですので、先ほどの2ページから今までの5ページの関係でご意見ありましたら、挙手願います。なければまたあとで出していただいて結構ですので、先に進めていきます。

次は、6ページに進みます。15番。「第2章の議会運営及び議員活動の原則」第5条の議会運営の原則についてのご意見です。「議員は、積極的に情報公開するとともに、内容の説明をしてほしい。議員は、市民の多様な意見に的確に答えているか。」というご意見です。これに対して、市議会の見解は、以下のようにまとめました。「地方議会の会議について、地方自治法は、議会の会議は、これを公開する。これは、第115条に定めてあります。これに基づき加須市議会は、本会議と委員会を市民に公開しています。さらに、本会議と委員会の会議録を作成し、図書館に備えるとともに、市議会ホームページに掲載し、市民に公開しています。また、本会議のネット中継・録画配信を実施に向け、現在検討中です。議員は、市民の多様な意見に答えているかというご意見ですが、議員活動の原則を定めた第5条に、市民の多様な意見を的確に把握することを規定し、さらに、市民との意見交換の場を多様に設けると定めています。これは、条例案の第13条です。市議会は、市民の多様な意見をくみ取るため、なお一層、努力してまいります。」ということにまとめました。

次は、16番です。これは、第5条の議会運営の関係です。市民の信託にということは、先ほどもご意見ございましたが、信託でなくて、負託にというご意見です。これについては、市議会の見解としては、以下のようにまとめました。「憲法の前文でも、国民の厳粛な信託という言葉がありますので、この前文を踏まえて信託という言葉を使わせていただきます。」というようにまとめました。

次は、17番の関係です。これは、前文、第2条の議会運営及び議会活動の原則、第5条の議会活動の原則に基づいてのご意見です。これは、政務活動費の不正使用、あるいはヘイト

発言というのは、あつてはならない。というようなことを述べられておりまして、多様な市民の意見の反映に努めるとあり、また情報公開や政務活動費に関して細かに規定されているのでとても安心しております。国が平和である、戦争をやらない、他国のはじめた戦争に巻き込まれないことが第一条件となりますので、加須市は平和都市宣言を高らかに謳っていると思いますがという、平和を愛する都市として高らかに宣言していただけたらと思います。というようなご意見です。これについては、市議会の見解として、「ご意見ありがとうございます。貴重なご意見として受け止めさせていただきます。」ということでもとめました。

それから、18番です。これは、議会の役割として、意見書等により国への意見表明を加えてもらいたい。これは、第5条の議会運営の原則の中に入れてほしいということです。これは、意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うものとする。と、これを第5条に、入れてもらいたい。これは、横浜市や、川崎市、名古屋市等で制定しています。というご意見です。これに対して、市議会の見解として、「ご意見ありがとうございます。意見書、決議等は、地方自治法第99条に定めがあり、加須市議会は同条に基づいて、国等へ意見表明を随時、行っております。今後も市民の立場で国等に対し随時、意見表明等を行ってまいります。」と、このようにまとめてあります。

次に、19番。ホームページで確認閲覧できるようにと、第5条の議会運営の原則で、積極的に情報公開ということです。一つは、第5条の関係ですが、現在市が取り組んでいる課題とそれに対する進捗状況を明確にする。これは、ホームページで分かりにくいと。要するに、これは、執行機関に関することです。それから②の方は、開催中の議会を誰でも見られるように工夫する（インターネットの中継・録画など）と、以上2点について、加須市ホームページで確認・インターネット閲覧できるように検討していただけないかということです。①の方は、執行機関の関係ですので、①については、市報やホームページ等で実施しています。これは、議会の権限の及ばないところですので。それから②のインターネット中継・録画配信については、実施に向けて、現在検討中ですということで、この間の意見を踏まえまして、このようにまとめてあります。

それから20番。市長が掲げている将来都市像「水と緑と文化の調和した元気都市 かぞ」について理解できているかということで、これは第6条の議員活動の原則です。これは葛西用水路の、会の川のインターチェンジ東のところにいろいろゴミがたまっていると、議員は見ているのかと。これは、「ご意見として、受け止めさせていただきます。」と、これは、前回そのように出しましたので、これ以上のことは言えませんので、このようにしてあります。

それから 21 番。市民の多様な意見を的確に把握するという事です。これは、第 6 条、議員活動の原則。その第 2 項の、市民の多様な意見を的確に把握するという事です。「議員は、市民の多様な意見を的確に把握するとありますが、極めて当然のことと思います。しかし、残念ながらこの活動は、一部議員に見られますが、全議員には欠けていると思われます。そこで、定例会終了後、1 日でも議会報告と合わせ市民からの意見聴取、意見交換を開くよう、義務化することとしたらどうですか。議員の資質向上、自己研鑽にもなると思われますが・・・」というご意見です。これについては、以下のようにまとめてあります。「ご指摘については、条例案第 13 条で、市民との意見交換の場を多様に設け、議会報告会等の開催を定めております。これから、ご指摘を踏まえ努力してまいりますので、ご協力をお願いいたします。」ということにまとめてあります。

それから、次は、7 ページに移ります。22 番。これは、市民の代表者としての自覚についてということで、第 6 条の、議員活動の原則。代表者としての自覚についてです。「議員は、自己の資質を高める不断の研鑽によって、市民の代表者としての自覚を持って欲しい。」ということです。これは、全くそのとおりでありまして、市議会の見解も、「ご指摘のとおりであり、引き続いて努力してまいります。」ということにまとめてあります。

次は、23 番です。市民の代表者というより、代弁者。これは、条例案の第 6 条第 2 項の関係です。「公約どおり市民のために汗を流してくださるよう期待しております。」ということです。これも、これ以外にないということで、「ご意見ありがとうございます。ご指摘にそって努力してまいります。」ということにしてあります。

次は、24 番。これは、言論の府ということで、第 6 条の議員活動の原則の第 3 項です。これ「議会が、言論の府である」というのを「言論の場である」に。言論の府では、難しいということです。これについては、府という文言は、中心という意味でありご理解いただきたいと思います。」ということにまとめました。

それから、25 番。議会開催中の欠席について。これは、議会開催中の欠席。これは、議員活動の原則に関わる部分です。議会開催中の欠席の届け出について。「その期間は、欠席することはできないはずですが、諸用での休み、病気での欠席等の扱いについての規定が必要ではないのか。」というご意見です。これについては、次のようにまとめてあります。「議員は、議員活動を最優先し、その職務の遂行に努めることが原則です。条例案第 6 条です。議員が病気等で開会中の会議を欠席するときは、事前に議長に届け出ることであります。今後とも現行どおり、実施してまいります。」ということで、現在やっておりますので、これから

も、それでおこなっていくということです。

次、26番です。これは、ボランティア活動への参加、信頼感を抱ける議員であってほしいということで、第6条の議員活動の原則に関わってのご意見です。「いろいろなボランティア活動をしている団体や人が多くいます。議員さんたちにも参加いただき、内容等を理解していただきたい。それから、地元の行事に参加して、どうも、他地区のことには、無関心な議員が多い。市民あつての議員なのだから、人とのふれあいを多くもち信頼感をいただけるような議員であってほしい。それから、加須市が一つになり住みよい加須市をつくってください。」というご意見です。これに対して、次のようにまとめてあります。「何らかのボランティア活動に参加している議員は少なくありません。ご指摘にある、人とのふれあいを多く持ち、住みよい加須市をつくるため、引き続いて研鑽を積み、精進してまいります。」ということにまとめました。

それから、27番。これも条例案第6条に関してです。責任の重さ使命を再確認し、高い倫理観で行動してほしい。基本条例案の理念の高さには正直驚いた。理念に終わらず、一人一人の議員が、条例案に深く同意して実行することが大切であることは言うまでもないということで、上尾市の市長や議長の業者との癒着、それからヘイトへの書き込み、富山市で政務活動費の不正使用で14人が辞職した例だとか指摘をしております、高い倫理観で行動していただきたいというご意見です。これに関しましては、議会の見解として、「ご意見を受け止め、一層努力してまいります。」ということで、まとめさせていただきました。

次は、28番です。これは、議員に対するアンケート、議員の自己採点、公表の場を設けてほしい。第6条の議員活動の原則です。これは、「一市民として議会というよりも議員さんの日ごろの活動が市制に地域に市民生活の向上に、どれだけ貢献しているか関心のところでは、」これ、当然です。「基本条例案は、素晴らしい内容です。絵に描いた餅で終わらせてはならないと思います。」ということで、「市民の立場で、職務遂行の達成度をチェックする場は選挙時のみでなく、例えば議員活動の原則第6条4項目について、十分に職務を果たしているか等を、議員に対して具体化したアンケートの実施又は項目別に各議員に自己採点してもらい、公表の場を設けてもらいたい。」ということですが、これ、誰が評価するのだっていう、当初ご意見がありまして、そういうことも、いろいろ踏まえまして、市議会の見解として、以下のようにまとめさせていただきました。「市議会基本条例全体として、議員の意識改革、自覚が求められる趣旨になっております。市議会としては、議会改革に鋭意取り組みんでいく所存です。これからもご意見お寄せくださいますようお願いいたします。」とい

うことにしてあります。

8 ページです。29 番です。これは、審議会と委員との兼務を禁止しということで、先ほども意見がありました。第6条の議員活動の原則に関してのご意見です。要するに、これは、市長等が設置した審議会、協議会、附属機関等の委員等の兼務を禁止し、健全な、緊張関係を保持しながら、議会である市民の代表として、行政をチェックするその責務を果たさなければならないということが必要だというご意見です。これは、先ほども市議会の見解で申し上げましたけれども、議会の見解、もう一度読んでみます。「市議会に機能と役割は、市民の代表機関として監視機能を十分に発揮し、市民福祉の向上と住民自治の充実などに寄与することです。議員が、審議会等への委員を兼ねることについてのご意見ですが、法令や条例によって、審議会等に議員が委員に就くことを規定していることが少なくありません。市議会では、法令や条例に基づく以外に、議員が審議会等への委員に就いている事例を見直し、返上することを決定しています。市議会は、監視機能の発揮を定めている、条例案の前文、条例の目的を定めた第1条、および議会運営の基本を定めた第5条などに基づいて職責を果たし、議会改革に鋭意に取り組んでいく所存ですのでご理解をお願いいたします。」ということで、30 番も、同じようなご意見ですので、一括です。これは。この部分については、前に出てきたものと一緒にしてもらった方がいいです。全く同じ意見になりますので。ということで、まとめてあります。

それから、31 番。これは、市民参画への機会、第3章、第8条、市民参加及び市民との連携と。「議会は、市民参画への機会を」これを、「市民参加の機会を」と。参画とは、計画段階から加わることの意であるからということで、ご意見ありました。これは、条例をいろいろ検討しまして、条例の整合性から言っても、確かにこの部分は、何れにしても、どちらかに見直す必要があるという観点から、なるべく平易にという観点から、「ご意見のとおり、市民参加とさせていただきます。」ということで、ここは、変えてあります。

それから、32 番。市民にわかりやすい説明について。これは、第3章の市民との連携・協働の推進ということです。「パブリックコメント、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、イノベーション、レファレンスサービス等、一般的に市民にわかりやすい説明が市議会だよりなどで欲しい。」というご意見です。次のように、まとめました。「条例の語句について、わかりやすい説明をとというご意見ですが、市議会は条例について、逐条解説を作成中です。条例の制定とあわせ、逐条解説を市議会ホームページに掲載し、市議会の傍聴等に際し、逐条解説を市民にお渡しできるよう準備する所存です。」ということでまとめてあります。これは、

前にでたと一緒に、まとめてもらった方がいいです。事務局の方で、入れ替えてください。

次は、33 番です。「第 8 条の、市民参画及び市民との連携、第 19 条の政務活動費の関係です。第 8 条で、市民参加及び市民との連携で市民参画の機会を保障し、市民との協働を推進する規定。及び第 19 条政務活動費で、政務活動費使途の透明性を確保し、公表する規定は、市民の信託を得て、真の住民自治を定着させるうえで、高く評価できるものと思います。」そういうご意見です。これに対しては、このようにまとめてあります。「条例案の内容を評価していただき、ありがとうございます。ご意見を受け、一層努力してまいります。」ということにしてあります。

34 番。これは情報イノベーションについてということで、第 10 条の広聴広報活動の充実の中にこの語句を使っておりますが、情報イノベーションの具体的な案をお聞きしたいという内容です。これにつきましては、次のようにまとめました。「情報イノベーションは、条例案第 10 条で、情報イノベーションを踏まえた多様な広聴広報手段を活用と定めています。情報に関する技術革新は、目覚ましいものがあり、市議会として新しい考え方や方法、技術を活用し、広聴広報に努めることを規定したものです。具体的な内容につきましては、今後検討してまいります。」ということにいたしております。

それから、35 番。これも、広聴広報活動の充実。第 10 条の関係です。これは、「努めるものとする」あるいは、「努めなければならない」ということについて、いろいろご意見いただいております。これについては、次ようにまとめました。「常に努力していかなければならないという努力義務として、取り組んでいく内容です。」と、そういうことにしてあります。

それでは、先ほどの 6 ページから今までの 8 ページの 35 番まで、ご意見ありましたら挙手願います。

○7 番（佐伯由恵君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7 番（佐伯由恵君） はい、最初から、35 番のご意見に対して、それぞれ、委員長から見解案について説明がありました。前回の見解から、さらに一歩進んで、条例の市民への説明責任を果たすという立場で、加筆されているところも含めて、たいへん、この見解でいいかなというふうに思っています。市民から、ほんとに具体的な条例の中身を読んで、もっと、こうしたらというご意見が出されているわけですが、そこに誠実に答えた見解だというふうに受け止めました。加筆されている点、意見を出された市民にとって、自分の意見が反

映されたものもありますけれども、反映されないものについても、市議会の見解がきちんと説明されているので、私は、これは誠実に市民の声に反映した中身というふうに受け止めました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。他に、ございませんか。もし、ありましたら、また、戻っても結構ですので、気付いたところで、指摘をしていただければ。では、もう少し先に進みます。

次は、9 ページからいきます。次は、資料の 9 ページ、36 番です。これは、市議会モニター制度、意見交換会、議会報告会の関係です。条例案でいうと、第 10 条及び第 13 号の第 1 項の関連です。「第 3 章市民との連携・協働の推進からは、特に第 10 条第 3 項について具体的な取り組み展開など及び第 13 条第 1 項第 2 項についても同様です。今後、基本条例が施行することで議会力、議員力など機能と役割においてマニュアル化を図る必要があると思われます。」というご指摘です。これについて、市議会の見解を以下のようにまとめました。「市議会モニター及び意見交換の場について、実施にあたり、マニュアル化を図る必要があるというご意見ですが、市議会は現在、ご指摘の内容については、実施要綱などを定めて取り組んでいます。ご理解をいただきたいと存じます。」ということに、まとめてあります。

それから、37 番。これ、自治会との関りについてということで、第 3 章の市民との連携・協働の推進、あるいは 13 条の市民との意見交換会及び議会報告会の関係です。「この議会基本条例案の中に自治会との関わりの条項があってもいいのではないか。例えば、第 5 条の議会運営の原則、第 13 条の市民との意見交換会及び議会報告会などの中。現在自治会は、市政の下請け業務を担い、とても協働とは言えない。本来は最小自治単位としての議会とともに市政に提言できるはず。」だというご意見でございます。次のように、まとめました。「第 8 条に市民参加及び市民との連携が規定されております。市民全体を見ているところであり、多様な意見を踏まえ、議会運営に取り組んでまいります。」このようにまとめました。

次は、38 番。市民との意見交換について。これは、第 13 条に関わる関係です。これは、「市民との意見交換会を多様に設け、市民提案の拡大を図ると書いてあるが、実際は何もやっていないようだ。」というご意見です。それについては、以下のようにまとめました。「ご意見のとおり、市議会は現在、市民との意見交換会等は、行っておりません。市議会の決意を含め、条例案に規定したものです。ご理解とご協力をお願いいたします。」ということに、いたしました。

それから、39 番。請願及び陳情について、ということです。第 12 条で、請願および陳情

のことを定めております。この「請願・陳情」の言葉は、①のところに書いてありますが、「請願・陳情という言葉は、あまりにも市民に対し上から目線になっています。これは、お上が庶民の要望を聞いてあげるような感覚でいるように思います。これは、若い方には、抵抗があるように思います。請願や陳情は、誰に対して行うのでしょうか。議会に直接行うのでしょうか。それでは、敷居が高いと思います。結論としては、窓口は、市民課等に改善箱等用意して、提案、改善提案等の位置付けで行えばよろしいのではないのでしょうか。」というようにご意見です。次のようにまとめました。「請願と陳情については、条例案第12条に規定しています。請願・陳情という言葉は、上から目線というご意見です。しかし、憲法第16条は、国民が、請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないと定めております。これを受けて、請願法が制定されております。さらに、地方自治法第124条は、議会に請願しようとするものは、議員の紹介により請願書を提出しなければならないと定めております。このように、請願は、日常的に使われている用語であり、決して、上から目線の語句ではありません。陳情も同様です。なお、請願、陳情の提出先は、市議会議長に対して行います。その書式等については、加須市議会ホームページ掲載しています。」このようにしました。もっと具体的に言いますと、加須市議会ホームページではなくて、市議会だよりも、時々、掲載しているのです。これは、議会だよりも、ここに入れておかなければいけないと思っております。その書式等は、市議会だより及び市議会ホームページに掲載しております。ということにした方がいいかなと思います。

それから、40番。自分の考えに反するものの意見を門前払いということで、これは、第12条、請願陳情における意見聴取。第13条、市民との意見交換及び議会報告。第5条、議会運営の原則であります。「先日、請願の採択を目指して、市議会会派に、あいさつに伺いました云々・・・」ということであります。請願や陳情の行為は、市民として当然の権利であり、むしろ市政や国政に大きな関心を持つ市民として称賛されるべき行為であり、12条、13条にあるように、市民からの政策提案の機会として、市議会は真摯に受け止め、市民の多様な意見を的確に把握するべきです。しかし、云々ということで、真に市民に開かれた市政の代表とは言えない云々ということで、条例案を本当に理解しているのか疑問です。という内容です。これについては、以下のようにまとめました。「市議会基本条例案は、市民との連携・協働を推進することを目的に、市議会の最高規範として制定するものです。条例案には、ご意見のように、市民の多様な意見を的確に把握する。第6条のことを議員活動の原則の一つに、定めています。また、前文で、市民の多様な意見の反映に努めることを謳っています。ご指摘

の請願は、憲法をはじめ請願法、地方自治法などが定めている国民・市民の権利です。そのことを大前提に、市議会は、請願等について、市民による政策提案として、位置付けています。これ、第12条です。市議会および議員が、条例の理念と目的に則って行動する努力が求められています。」ということにまとめました。

次は、10ページです。41番。これは、情報イノベーションを踏まえた多様な広聴広報手段の活用ということで、第7条、第9条、第10条、第13条に基づいて、意見が寄せられております。いろいろご意見あるのですが、一番最後の2行目からが、ここのポイントかなということなんです。それは、加須市議会基本条例第10条にも情報イノベーションを踏まえた多様な、広聴広報手段の活用とありますが、これを、さらに具体的に表現する必要性があるのではないのでしょうか。」というようなことです。このように、まとめさせていただきました。「加須市議会は、市民に開かれた議会として、本議会と委員会の公開をはじめ、多様な広聴広報手段かぞ市議会だより、加須市議会ホームページを活用し、市民の皆様と情報を共有することに努めております。さらに、本会議の、インターネット中継・録画配信に向けて検討中です。また、市議会モニター制度を導入し、議会運営に関する要望、提言や意見を伺い、議会運営に反映させるよう努めてまいります。なお、情報手段は、日進月歩の進展があり、その都度、多種多様な手段、方法で広聴広報活動の充実を図ってまいります。」ということにいたしました。

それから、42番。これも、開かれた議会、多様な媒体を駆使する先進性、ICTの活用だとかということで、第7条、第8条、第10条、第13条を書いて、ご意見をいただいております。一番最後かなと、いろいろICTだとか、全国ランキングの、海外の事例までも含めて、ご意見をいただいております。一番最後に、そういうことをいろいろご意見をいただいて、加須市議会には、まだ無限の可能性が残されているような気がします。ということで、ご意見まとめておられますので、このようにまとめました。「ご意見ありがとうございます。ご指摘にある、加須市議会には、まだ無限の可能性が残されていることについて、市議会は市民の代表機関として、可能性を現実のものにするために鋭意努力してまいります。」このように、まとめさせていただきました。

次は、43番の関係で、これは、議員研修の報告の義務についてということです。これは、第15条、第18条、第19条に関連しております。「議員研修は、市民の税金で派遣されるわけであるため、見分を文章にまとめ、写真や参考資料等を添付し、報告書を作成し、市民が、それに、目を通せる仕組みを作る。を条例に組み込む必要があります。しいては、次に選挙

の投票指針になることも考えられます。そういうご意見です。これに対しては、このようにまとめさせていただきました。「ご意見にある議員研修は、市議会や委員会単位で、実施する研修については、その要旨を市議会だよりに掲載し、公表しています。ご理解いただきたいと存じます。」ということで、まとめてあります。

次は、11 ページに移ります。44 番です。だんだん、専門的になってきます。これは、附属機関の設置についてということで、「第 17 条、第 16 条の関係です。第 17 条の附属機関の常設は、むずかしいと思われます。むしろ調査費予算を要求できる柔軟な仕組みが、必要ではないか。」というご意見です。これは、このようにまとめさせていただきました。「市議会が、議案や審議や市の事務を調査するとき、専門的な知識や知見を有する者を活用することが必要になります。そのとき、市議会に附属機関を設置する規定が条例案第 17 条です。附属機関の常設は、むずかしいというご指摘ですが、ご意見のとおりです。市議会が、附属機関を設置する場合は、その目的と期間を定めて行います。」ということで、まとめてあります。

次は、45 番。会派の役割ということです。この、「政策を中心とした同一理念を」というのを、「議員は、議員活動を行うに当たり政策をと改めていただきたい。」ということです。それについて、このようにまとめました。「会派は単なる政策だけでなく、同一の理念を共有する議員で会派を形成するものであります。」ということでまとめさせていただきました。

それから、46 番で、会派についてということで、「調査研究を行い、合意形成に努めているか。」というご意見です。次のようにまとめさせていただきました。「会派の政策立案、政策提言等（条例案第 18 条第 2 項）については、これで十分ということはありません。引き続いて、各会派において一層の努力が課題です。」ということでまとめさせていただきました。

次は、47 番、会派の役割。これは、第 18 条の会派の役割です。

それから、48 番。これも、第 18 条第 4 項を削除していいのではないかという内容でございます。これについては、このようにまとめさせていただきました。12 ページをご覧ください。これも、第 18 条の会派について意見ということで、これは、例えば、「第 3 項について、下記の意見を記します。」ということで、「会派は、政策及び議員活動も会派内を異論が出ないよう無理やりまとめ且つ会派間でも政治的談合をしてもスムーズに市長等の提案事項がうまくいくよう議会を進行させていること。この条文は会派の名のもとに個々の議員活動を抑制するもので、市民を馬鹿にしている。これは問題です。」それから、4 項について、意見がありまして、「少数意見を会派に条項で抹殺することは絶対に認められない。更に事務局・どの議員がこの項を書入れたのか独裁的考えは大問題である。」ということで、市民を馬鹿にし

たとか、独裁的考えだというお話がありまして、第18条は会派の役割で、戦前の大政翼賛会を思い出した。ということで、何か、独裁的な考えだとか、それから、戦前の大政翼賛会を思い出したというような意見をお寄せいただいております。47、48、49番を一緒にまとめまして、一つの文章にしてあります。11ページのところで読んでみます。11ページの47、48番について。それから、49番。「条例案は、議会運営の原則を第5条で定め、議員活動の原則を第6条で規定しています。これが議会運営と議員活動の大原則です。したがって、少数意見の抹殺や、監視機能の抑制などの杞憂は加須市議会とは全く無縁です。それに、議員が会派に所属しないこともまったく自由です。現に、市議会基本条例案を協議している議会改革特別委員会の構成は、無所属の議員を含め、会派の議員数に関係なく公正に選出し、さらに委員間の自由討議により、民主的な協議に徹しています。ご指摘の独裁的な考え、戦前の大政翼賛会とはまったく無縁です。加須市議会のこれまでの経緯を踏まえて、会派の役割を第18条で定めています。ご理解を頂きたいと存じます。」ということで、まとめました。これは、47、48、49番を一緒にしてあります。一部、いわゆる独裁的な考え方ですとか、少数意見を抹殺するとか、あるいは戦前の大政翼賛会を彷彿させるですとか、やはり、そういう問題について、議会として、議会に対して寄せられた意見ですので、議会として、きっちり、見解はだ定めておいた方が責任ある態度かなということで、まとめさせていただきました。それでは、9ページから12ページまで説明しましたが、この間で、意見がありましたら、挙手願います。大内委員。

**○8番（大内清心君）** 今、最後にあったところなのですけども、49番の方の見解としてはいいのかなと思ったのですが、47番、48番の人たちに対しては、そこまで、少数意見を抹殺とか、ここまで言っていないというか、独裁的な考えとか、ここまで回答されると、この二つの方は、「え？」となってしまうのかなと思ったので、47番、48番の方に関しては、違った見解でもいいのかなと思ったのですが。いかがでしょうか。

**○委員長（小坂徳蔵君）** 分かりました。要するに、49番は、これでいいと思うのです。これは、これでいいと思うのです。49番の意見の見解については。分かりました、47番と48番については、この見解ではなくということで分かりました。どちらかというと、47番は、どちらかというと、46番とだいたい同じようなご意見です、46番。それから、48番の関係で、これも、会派事情であるとかということで、46、47、48番は、46番の見解で一緒にしますか。だいたいこれで、意味が通じるのかなと思いますので。だから、46、47、48番の議会の見解としては、46番に「会派の立案、政策提案等（条例案第18条第2項）については、こ

れで十分ということではあり得ません。引き続いて、各会派において一層の努力が課題です。」  
ということ、これを3つの意見としますので、一応これで意見は通じると思うのです。他に  
ありますか。はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい、基本的に、今のことだけど、やはり、22番の方と、その前の方  
の性格は若干違うと思うので、この22番の方については、いろいろな意見を持つことは構  
わないけれども、答えは、このようにしていいのかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。

○3番（新井好一君） それからもう一つ。40番。

○委員長（小坂徳蔵君） 40番。9ページ。

○3番（新井好一君） この一番最後の15番の年金者組合北川辺支部の方。回答としては、  
今、基本的な連携・協働の推進だとか、我々の、その基本条例の中に書いてある基本理念に  
ついては、この通りなので別にとやかく言うものではないのだけど、ただこの人たちのこの  
実際のケースとして、具体的にあったことですから、この件に関しては、非常に誤解がある  
のではないかっていうことで、この前も、私、申し上げたのです。ですから、意見を持つこ  
とは、構わないのですけれども、その書き方については公式に書かれるわけですから、この  
ように書かれることについては、我々の会派との関係も含めて、あったと思っているので、  
このようなことについては、少し誤解があるのではないかと、そういうふうに申し上げてお  
きたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。一応、こういうことに分けて考えてください。先  
ほどの、12ページの49番の関係ですけれども、これは議会に対しての意見です。市議会に  
対して。ですから、市議会として、しっかり見解を出すということにしてあります。それと、  
先ほどの新井委員の関係は、9ページの40番については、これは、個別の案件ですので、そ  
れについて、個別に議会として見解は出せない。議会の基本条例の範囲の中で、市議会の見  
解は出していくというようなことで分けてあります。明確に分けてあります。そういうふう  
に。よろしいですか。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、新井委員。

○3番（新井好一君） はい、基本的にですから、基本条例にそって、多様な意見が市民の中  
に、また我々の中にも多様な意見があつて、そういう中で、請願後、会派に説明したいとい  
うことが、いろいろあった場合は、そのケースの中で、基本的には会派が責任をもって対応

することですから、それは、会う場合もあるし、会わない場合もあるしということで、それは、対応策があると思うのです。その辺は、受け止める側も、きちんと受け止めていただきたい。今回のこのケースについては、ある意味では、会長の方も、事前にこれは場合によっては、お互いに手続きの中で、きちんと会派会議に諮って、きちんと対応しようということでもって、提案があつて会派会議はやっていたわけでわけですから、そんな中で、突然来たことなので、それについては、もう少し待ってくれということでもって、今後も、その人たちの対応については、検討するということということも含めて、あつたわけですから、その辺についてはちょっと、一方的な書き方かなというふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員、挙手しましたね。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） どうぞ。

○10番（酒巻ふみ君） 先走っていますけれども、50番も、49番と同じではないかなって、それだけ。似たり寄ったり。まだ、行ってませんけれども、15ページ、13ページ。ちょっと見ただけですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） 同じです。

○10番（酒巻ふみ君） 同じじゃないかと。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。

○10番（酒巻ふみ君） その部分だけ。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員、分かりました。49番と50番は、一緒ということで。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。他にございますか。なければ。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） はい、第18条の。

○委員長（小坂徳蔵君） 何ページですか

○1番（野中芳子君） 47、48、49番。共通しているのですが、第18条の4項のところで、少数意見を抹殺するものではないとか、という形で答えている、これの一番最初の、誤解を招いたというのは、委員会の決定事項は、会派事情より優先しなければならないという、この文言だと思うのです。そして、その会派事情というのが、結構見えないというか、どんなものかというそういう不安感があると思うのです。それなので、もしできれば、この会派事

情についても、少し説明が加えられれば、もう少し、この誤解が取れるのかなって、思いがあるのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） すみません。それは、各議員で、説明責任を果たしていただきたいと思っております。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） まことに、そこまで。個別案件で、議会について言われたものは、議会として見解を出す。ただし、先ほどお話がありましたけれども、例えば、個別案件については、議会としては見解は出せない。出すとすれば条例の趣旨、目的、あるいは各条文に定めてありますけれども、その範囲しか言えないということです。これは、申し訳ありませんが。そういうことにしないと、そうすると、議会が、会派というのは、あくまで、自主独立のものです。自立的なものです。それに対して、議会がどうしろ、こうしろとやっていくと、要するにそれこそ、少数意見の抹殺だとかいうことにもなりかねないということなのです。それは、自由にやっていただくと。ただし、それは、先ほどありましたように、議会運営の基本として、十分説明責任を果たすというのがありますので、そこに基づいて、議員活動をしていただくということになろうかと思います。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 別に、無理やり説得しているわけではありません。よろしいですか。時間費やして、細かい内容でしたので、ここで、休憩をいたします。11時5分から、再開をいたします。

---

◇

### ◎休憩の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

開議 午前11時05分

---

◇

## ◎開議の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、委員会を再開いたします。



○委員長（小坂徳蔵君） 休憩前に引き続いて、パブリックコメントに対する市議会の見解について、取りまとめを行っていきます。休憩前に、酒巻委員から提案がございましたが、13ページの50番。これは、49番と同じですので、それと同じに取り扱っていきたいと思いますのでご了承ください。

それでは次は、資料の13ページの51番。これは、第19条の政務活動費です。行政視察について目的が何か公開されていません。それから②として、報告内容が、使用金額と領収書だけでは、何が成果か全くわかりませんと。③として、資料購入費は、資料名と金額の公開、及び何の目的で資料を購入しているのか、資料ごとにその目的を明記するなどが必要ですと。それと4番として、コストと成果を明確にする工夫が必要だと。それから5番として、行政視察の成果をレポートにまとめて市民に報告をと、それから6番として、視察は、2名ぐらいでいいのではないかというご意見でございます。これについては、以下のようにまとめさせていただきました。「政務活動費については、収支報告書と領収書全てを平成29年6月から市議会ホームページで公表し（県内40市議会中3番目に実施）、透明性に努めています。ご意見にある、行政視察の目的、資料購入費の資料名と金額についての公表は、今後の検討課題とさせていただきます。また、行政視察の成果をレポートで市民に報告をというご指摘ですが、会派は、行政視察で得た知識をもとに、本会議の一般質問等で政策提言を行い、議会活動の中で市政に反映させるため努めていることをご理解いただきたいと存じます。政務活動費について、市民が厳しく敏感になっているというご意見ですが、ご指摘のとおりであり、真摯に受け止めています。今後とも市議会は、政務活動費の目的である議員の政策立案能力の向上及び調査研究その他の活動並びに議会の活性化に資するために必要な経費の一部として、これは市議会政務活動費の交付に関する条例の第1条であります。活用し、市民からいささかも疑念を抱かれることのないよう、厳正に対処してまいる所存です。」と、このようにまとめてあります。

それから、資料の14ページです。52番です。これも、政務活動費に関してでして、「政務活動費を有効に活用して市民に報告しているか。使途透明性を市民に説明しているか」とい

うご意見です。これは、先ほどの、51番と同じ説明にしてあります。これも括弧の40市議会中ですからお願いします。だから、これは51番と52番については、見解は、1個だけということにしてください。今は、事務局に対してです。

次は、53番です。これも、第19条の第2項の使途の透明性ということです。政務活動費の。これは、収支報告書及び領収書、多寡に関係なく公表するものとするを文面に付加すべきだと思います。これについては、次のようにまとめてあります。「政務活動費の公表については、現在、領収書含めてすべて公表しております。」ということに見解をまとめてあります。

次は、54-2番です。政務活動費公表の仕方を明記。これは、「議員の政務活動費を巡っては、様々な問題が起きており、議員辞職を余儀なくされる事例も多発しております。収支報告書及び領収書の公表の仕方について、情報公開条例に基づく市民の請求があったときに公表するのか、会派でホームページ等で公表するのか、それとも市議会ホームページで公表するのか、明記した方が良いのではないのでしょうか。政務活動費の交付に関する条例で定めているのでしょうか。」というご意見です。これについては、次のようにまとめました。「政務活動費の収支報告書及び領収書は、平成29年6月から全会派について市議会ホームページで公表しています。条例案は、会派は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書を公表する。これは、第19条の第2項です。と定めていますが、この規定を前倒しで実施し、平成28年度分の政務活動費から公表しているものです。」ということで具体的に表しています。

次は、55番。第20条、議会事務局の機能強化の関係で、「市民の信託」これは、さきほどの「市民の負託」でいいのではないかとということであります。これは、次のようにまとめてあります。「憲法の前文でも国民の厳粛な信託という言葉がありますが、この前文を踏まえて信託という言葉を使わせていただきます。」ということにまとめました。

それから56番。これは、議会事務局の機能強化について。「第20条の議会事務局の機能強化、第3項の、監視機能の支援については、市職員が、議会事務局へ出向しているので、無理。というご意見ですが、これは、議会事務局の名誉に関わってくることであるので、少し丁寧に説明しております。「議会事務局職員が行う職務のなかに、議会の監視機能の支援があります。条例案第20条第3項、市職員が、事務局に出向しているので無理というご意見ですが、議会事務局の職務の基本は、市民の信託に応える議員とともに、その職責を全うすること（同条第1項）にあります。事務局職員は、これまでも議会の政策立案機能と監視機能を支援するため、その職務を誠実に遂行しています。市議会は今後とも、議会事務局の調査機能と法

務機能を充実・強化するよう努めてまいります。ということにまとめてあります。

それから 57 番。議会図書室の充実について。これは条例の第 21 条に関連することです。57 番は、図書室の充実は疑問だというご意見です。それから、58 番は、議会図書室の充実についてという、この議会図書室の条文中に電子化の推進も行うという文言を追加し議会の特質ある情報ツールとしていただきたいということでおっしゃっているのですが、終わりにということで、応援のしがいのある市議会改革への実践力を大いに期待します。という応援をいただいております。そこで、こういうことにしました。議会の見解です。「地方議会には、図書室を設置し、官報や広報、刊行物の保管が義務付けられております。これは、地方自治法第 100 条第 19 項です。加須市議会も、地方自治法に基づいて、図書室を設置し、その機能の充実強化に努めてまいります。また、市立図書館の活用を条例案第 21 条第 2 項で規定したものです。ご理解いただきたいと存じます。ということにまとめました。

次は、15 ページに移ります。59 番です。これは、良心と高い倫理性について。これは、政治倫理第 22 条です。これは、よくやっている議員もいるが、議会だけしか出てこない議員もいるという厳しいご指摘がございます。以下のようにまとめました。「ご意見を真摯に受け止めさせていただきます。市議会基本条例の制定は、議員の意識改革が強く求められてきます。そして、基本条例の制定は、市議会が市民と連携を深め、協働を推進する議会改革のスタートであると考えています。これから、市民の皆様から、市議会及び議員の真価が問われてくるという考えのもとに、鋭意、努力を重ねてまいります。ということにまとめました。

次は、60 番です。これも第 22 条の第 1 項で、政治倫理の関係です。「職務に精励する」というものを「職務を全うするものとする」ということです。次のようにまとめさせていただきます。「政治倫理に関することでありますので、より具体的に規定しました。ご理解いただきたいと思います。」ということにまとめました。

次は、61 番です。これは、市議会議員の、信賞必罰についてということで、これは、第 22 条の政治倫理。それから第 6 条の議員活動の原則にも関係してきます。ご意見は、「議員の信賞必罰の対象となりうる場合、特に必罰に絡む事項は、議会では結論が甘くなると予測されます。議会は、市内の有職者を選定し、解任辞職等を決め、賞罰を厳格に行うことが必要と考えます。ということを条例に盛り込んで」と、そういう内容です。この必罰が甘くなるというご意見でありまして、これも説明が必要かなということで、少し説明を詳しくしております。「議員の必罰について厳格に行うことが必要というご意見ですが、地方自治法は、法律や条例に違反した議員に対し、懲罰を科することができる。これは地方自治法第 134 条で

定めています。議員に懲罰を科すときは、重大な問題であることから、加須市議会会議規則第160条によって、必ず懲罰委員会を設置することが義務付けられています。議員は、条例案第6条の議員活動の原則に基づく活動が大前提です。しかし、万が一、懲罰事案が起きたときは、法令等に則り厳正に対応してまいります。」それで、地方自治法の第134条ここに列記しておきました。「地方自治法 第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。」これは、加須市の会議規則です。「懲罰動議の審査ということです。第160条懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。」ですから、懲罰する場合には、必ず、懲罰委員会を設置して、そこで審査をして対応しなければいけないという定めになっております。大事なことで、列記しておきました。

次は、62番です。これも、政治倫理です。第22条の関連です。「政治倫理の第22条は、まるで新人議員の入門手引きのようです。私は古参議員よりむしろフレッシュマンに期待しています。」という内容です。詳しく、我々の理解も含めて、少し、説明責任が必要かなということでもとめました。以下のようにまとめました。「本条例案は、議会運営および議員の活動の原則などについて、市議会の最高規範として制定するものです。数年前は、反社会行為によって議員が辞職する事件が起きています。議員は、市議会の最高規範である市議会基本条例に則って常に行動する、これが大原則です。このため条例案は、一般選挙後において任期の開始ごとに、本条例の研修を義務付けています。これ条例案第31条です。ご理解いただきたいと存じます。」遠い昔のように感じるかもしれませんが、これは、数年前のことです。ということでもあります。

それから63番。都市宣言の関係です。「かつて加須市は、非核平和宣言都市だとか、人権尊重宣言都市など市政に堂々と掲げており、私にとっても心躍る誇り高い自慢の加須市でした。このようなテーマも今は議会にかけて賛否を諮るのでしょうか。あとは、平和教育にも力を注いでいただきたい。」というご意見です。次のようにまとめました。「加須市が都市宣言を行うときは、市民の代表機関である議会が、審議して議決することを定めております。これは、条例案の第23条です。なお、加須市は現在、議会の議決を経て平和宣言都市を宣言しております。」平和教育云々と書かれてありますので、議会で議決したことで、これも触れておきました。

次は、64番です。これは、質問等の論点の明確化です。これは、議員に対して、委員に対

してもということなのですが次のようにまとめてあります。「委員も議員であり、議員が、本会議及び委員会での質疑のことを定めておりますので、この条文で妥当であると考えております。」ということでまとめてあります。

次は、16 ページに移ります。あと 2 ページで、終わります。それでは、16 ページの 65 番です。議会は、議員と市長との論議する場所ではないということで、第 24 条第 2 項、質問等の論点の明確化についてのご意見です。「第 24 条の 2 項の全部を削除すべきだということです。」これは、質問の論点の明確化の関係です。それについては、66 番も同じようなご意見ですので、65 番と 66 番は一緒にして、見解をまとめてあります。以下のようにまとめました。「議員の質疑や質問について、論点が不明確なことはあり得ることです。前回、曖昧と言ったら、これ、まずいということで、これは直しました。詳しく書きました。そこで、条例案第 24 条は、質問等の論点の明確化を定め、質問等の趣旨及び論点を明確にして、議論をより深めるための条文です。市議会の役割は、議員の質問等に市長等が答弁し、これを一問一答方式により行い監視機能を発揮しながら議論を深め、住みよいまちづくりを進めることです。なお、当該議員に対する市長等の議論は、必ず議長又は委員長の許可を得て行うことを義務付けており、議員の待ち時間が消化されチェックの放棄につながることはあり得ません。論点の明確化によって、議会の監視機能がより一層発揮され、そのことが住みよいまちづくりにつながると考えており、ご理解をいただきたいと存じます。」ということで、少し丁寧な説明に変えました。これは、前回のいろいろご意見いただきましたので、それを踏まえて、少し丁寧な説明にしました。

次は、67 番です。いじめの問題に対する体制と仕組みについて。これは、議会と市長との関係に入るかと思います。いろいろいじめについて 3 項目に渡って、この方ご意見をいただいております。議会で、よく議論をということでありまして、これについては、次のようにまとめてあります。「ご意見ありがとうございます。子どものいじめ問題は、市議会で頻繁に取り上げられ、議論が行われています。」これは、毎回のように特に予算決算の時は、必ず議論されていますので、このようにまとめさせていただきました。

それから 68 番、議員定数について。これは、第 29 条です。「加須市の人口から考えると 25 人程度で良いと思う。」ということです。

69 番。これは、人口の関係でございます。

それから、次のページの 70 番も、人口規模。同じような、議員定数の問題ですので、前回、まとめさせてもらいましたように、「今後の課題として受けとめさせていただきます。」とい

うことでまとめてあります。

それから、71 番です。これ、議員定数について、第 29 条です。これは、第 29 条の 2 にあるようにという議員定数について、具体的に、意見を出していただいております。「高齢化が進み、貧困と格差が進むもとで、議員の皆さんには、市民のくらしの実態や農業、中小企業など地域経済の現状をつぶさに見ていただいて、政策提案に生かしていただきたい。そう考えると議員定数は、少なければ少ないほどよいという考え方には賛成できません。29 条の 3 の明確な改正理由を付して提出することや、4 の公聴会制度及び参考人制度を十分に活用することは、どうしても必要だと思います。」ということで、条文について、ご意見いただいておりますので、次のようにまとめさせていただきました。「ご意見ありがとうございます。議会改革に当たり市議会は、二元代表制の一翼を担う代表機関として、議会全体として監視機能と政策立案機能を高めていく議会力、及び議会全体としてその能力と活動を議員力として高めて、地域づくり、住民自治と地域民主主義の向上を図ることを掲げています。このような見地から第 29 条を定めています。」ということにまとめさせていただきました。

次は、72 番です。これは、第 7 章の「補則」第 31 条、一般選挙後の条例研修。これ議会による基本条例の市民への説明会等を定めたものであります。ご意見としては、「基本条例を制定しても、実態が改善されなければ、絵に描いた餅です。議会力、議員力の向上は、市民力によるところでもあります。議会等による議会基本条例の市民への説明会を繰り返し行うことを熱望します。」というご意見です。これについては、次のようにまとめました。「議会力、議員力の向上について、ご意見ありがとうございます。市議会基本条例制定後に、市民の皆様に対し、市議会だより、市議会ホームページ等を通じ、条例の内容をお知らせする予定です。市議会は今年度、市民とともに進める市議会改革として市民学習カレッジを企画しています。当面、7 月 12 日（木）午後 2 時から、パストラルかぞ多目的室で、加須市議会基本条例制定報告会（意見交換会）を予定しています。説明会を繰り返し行うことを熱望というご意見ですが、検討させていただきます。」というふうにまとめてあります。

次は、13-3。条例評価の役割。「第 32 条は、特に素晴らしいものだと感じました。しかし、誰がその役割を真に担うべきなのでしょう。」というご意見です。次のようにまとめました。

「条例の評価につて、第 32 条で定めていますが、素晴らしいものと評価をいただいています。誰が、その役割を担うのかというご意見ですが、条例の評価は、議会改革特別委員会等により、隔年でその事業評価を行う（同条第 1 項）と定めています。」ということでまとめていただきました。

次は、73 番。条例活動の事業評価について。内容については、一つ目は、評価方法は、どのようにするのか。二つ目は、評価の指標、物差しのようなものはあるのかというご意見です。次のようにまとめました。「条例の事業評価は、議会改革特別委員会等によって、各条の内容について、目的にそって実施状況がどうであったか等を具体的に検証し、事業評価を実施してまいります。なお、事業評価の結果等については、市民に公表をいたします。また、評価に対する指標はというご意見ですが、まずは、条例に関して実施状況がどうであったのかを検証し、その中で課題を見つけ検討してまいります。」ということで、まとめさせていただきました。

次は、74 番。やはり、これも条例の検証に関してであります。これは、議会だけではなくて、市民等からも参画のできる仕組みを検討していただきたいと、そういうご意見です。次のようにまとめさせていただきました。「条例の事業評価に市民等からも参画できる仕組みをというご意見ですが、今後の検討課題とさせていただきます。」と、そのようにまとめさせていただきました。

次は、最後になりますが、75 番。マイナンバー制度に反対。その他。ということでございます。これマイナンバー制度導入反対というご意見ですけれども、基本条例案とは、違う趣旨になってきますので、議会としての見解としては、「ご意見として受けとめさせていただきます。」ということでまとめてあります。

以上が、パブリックコメントに対する議会の見解でありまして、13 ページの 51 番から、17 ページの 75 番まで、説明してまいりました。もしご意見があればお願いいたします。

はい、野中委員。

**○1 番（野中芳子君）** はい、16 ページの 65 番と 66 番のところで、第 24 条についてなんですけれども、だいぶ丁寧に見解の方示をしていただいております。ただ、もう一つ、また、個別案件になってしまうかもしれないのですけれども、見解の方で、下から 2 行目のところに、「論点の明確化によって、議会の監視機能がより一層発揮され」とあるんですけれども、その部分に、決して、逐条解説にあるように、反対または敵対するという、そういう立場ではなくという文言が、加えられないのかなという思いがあるのですけれども、やはり、反問権というその部分に、凄く考えがなっていると思うので、その点が、やはり論点の明確化であり、決して反対とか、敵対する立場で、っていう、そういう形のものではないです。という立場が、示されないのかなという思いがあるのですけれど。

**○委員長（小坂徳蔵君）** この 65 番と 66 番の意見に対する市議会の見解ですけれども、これ

は、前回いろいろ意見がありましたので、少し丁寧に、まとめないと誤解を生むということで、そのことを踏まえて丁寧にいたしました。それで、普通、監視機能といった場合には、どういうことなのかということだと思うのです、それは、例えば、敵対的だということでは、そもそもないと思うのです。議論っていうのは、そもそも敵対するということではないと思うのです。その議論することによって、自分が思っていることも、やはり相手の議論の中で、この点は、やはりまずいのかなというようなことで、お互いに、そこで、物事をより深く理解していくということだと思うのです。相手の立場が分かってくるということだと思うのです。その上で、どうすればいいのかっていうところに、つながっていくと思うのです。それが、要するに、まちづくり、あるいは、住み良い加須市をつくっていくということだと思うのです。そういう意味で、我々が、監視機能といった場合には、監視というので、何をやっているのだと、そういうふうに思われるかもしれませんが、それは、決してそういうことではないと、市民の税金が正しく使われているのかどうか、その目的にそって使われているのかということ、我々が、質疑や、質問で、正していくということであって、敵対するとか、あるいは反問するとかで、そもそも、反問という言葉は、ここで使っていないので、実際、敵対するとかいうと、「え、加須市議会敵対でやっているの？」と、かえって誤解を生むのではないのかなと思うのです。監視機能というのは何なのか、という。税金が、目的にそって、事業の目的にそって使われているのかということ、正していくということだと思うのです。平たく言えば、ただ、曖昧なことで、曖昧ということはだめだということで、不明確に言うと、そののところをはっきり通じていきませんので、もう一回、すみませんが、言ってくれませんか、答えますのでという、要するに、論点の、これが明確化です。そうすると、議長なり委員長が、今の点について、もう一度質疑してくださいですか、質問してくださいですかということになってくるわけです。それに対して、今度は、議員が、要するに論点の明確にしたのは、これ分かりました。議長なり、委員長が、市長ですか、副市長が、担当部長や、担当課長が、趣旨に沿って、説明してくださいということになるわけです。だから、決して、この、敵対だとかっていうことではないので、ちょっと誤解しているのかなと、監視機能を。はい、野中委員。

**○1番（野中芳子君）** それなので、もう少し、その部分をわかり易くできないのかなと、ちょっと思ったのです。

**○委員長（小坂徳蔵君）** だから、敵対的は、だめですよ。だから、そういう語句は。何か、いい名案があったら、出していただきたいと思います。

○1 番（野中芳子君） ないので、伺いたい。もうちょっと理解できる言葉がないのかなと思  
ったものですから。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。

○7 番（佐伯由恵君） はい。委員長、はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7 番（佐伯由恵君） 第 24 条のことを、おっしゃられていると思うのですけれども、第 24  
条というのが、条例案でありますけれども、これは、あくまでも、質問等の論点の明確化が  
目的です。反問権とか、反問とか、そういう表現は、この 2 項、この条文にあるのですけれ  
ども、そういった表現は、一切使っていないのです。だから、そういう今、指摘された内容  
を入れてということですが、私は、この 24 条の条文の目的は何かということを踏ま  
えた時に、その反問というのは、それに対する説明は、いらないというふうに考えます。逆  
に誤解を生みやすいということ。

○1 番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか。反問という言葉は、そもそも、いろんな議論の中で、  
それは使わないということで、それで、論点の明確化ということにしてありますので、その  
ことを前提にして。はい、野中委員。

○1 番（野中芳子君） それは、十分承知しているのですけれども、ただ、逐条解説の中の、  
真ん中のところには、反問には、趣旨内容の確認や、議論の明確化に加え、市長等から、議  
員の考え方を、問い返したり、意見を述べたり、対案の定義を求める反論も含まれます。と、  
逐条解説の中にあるのです。

○委員長（小坂徳蔵君） 反問についてね。

○1 番（野中芳子君） はい。それなので、その部分が、やはり、逐条解説を読めば、誤解  
を生むのかなと、ちょっと、思いがあつて。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました。これは、イメージですので、表紙に書いてあ  
ると思うのですが、まだ、決めたものではありません。これは、逐条解説を作ったときは、  
反問の問題もあつたときに、作っていたのです。反問ということは、こうなるよというこ  
とをここに、書いていると思うのです。ですから、ここの第 24 条の 2 項で言っている論点の  
明確化。そこについての反問ということを書いたわけではない、そこを言っているわけでは  
ないと、私は思っているのですが。もし、そういう誤解があるのならば、逐条解説の時に、  
少し、アレンジをして、野中委員の話、今、分かりましたので、少し修正をして、誤解を生

まないような形で、反問といった場合は、こうですと、論点の明確化の場合には、こうですと、ここは、論点の明確化だという部分が、それこそ明確になるように、逐条解説を書いていきたいと思いますので、以上。どうぞ、野中委員。

○1番（野中芳子君） はい。ありがとうございます。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか。それで。事務局の方で、あとでまた、改めて、逐条解説については、ここで議論していきますけれども、その辺は配慮して、今の議論、聞いた内容に沿うように、直していただきたいと思います。いいですか。では、新井委員。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） その前に、大内委員が挙手していました。

○8番（大内清心君） はい、していましたけれども、でも。

○委員長（小坂徳蔵君） 順番に行きます。大内委員。

○8番（大内清心君） はい、すみません

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員、後で。

○3番（新井好一君） はい。

○8番（大内清心君） まず、13 ページからの、政務活動費について。51 番、52 番と政務活動費のことが続いているのですけれども、委員会の視察については、議会だよりで説明したよということでもいいと思うのですけれども、会派による視察については、議会等で、提出しているのです、それもいいと思うのですけれども、各会派では、視察に行った後に、議長あてではありますけれども、行政視察の報告書というものを作成して、こういうことを学んで、こういう感想まで持ったということを出していると思うのですけれども、こういったこともしているということを載せてみたらいいのかなと思ったのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） なるほど。はい、分かりました。一応、ここに、一般質問等で、私が、こう聞いていると、あそこ行ってきて、こういうことがあって、どうですかということと言っている部分もあると。それから、非常に印象に残っているのは、柿沼副議長、今は、あまり言わなくなってしまったのですけれども、視察の内容を一般質問の前に、触れながら、質問しているというの、私、そういうやり方もあるのかなと、そういうふうに思ったので、そういうことも踏まえて、ここにあげてみました。分かりました。今言ったことも、あったら、そのことも付け加えるようにしてやりたいと思います。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。65の今の、反問権の、論点の明確化というのですけれども、これは、あくまで、執行部が、議員の質問、議員の政策について、できるだけ丁寧に説明するという立場から、議員の側でも、具体的な論点を明確にするということで、求めていることだと思うので。ある意味では、反問権というのは、議会と執行部の今日の状況下では、反問権は、制限してあるのが、前提です。ですから、そういう意味で、最低限の我々、今の我々の立場では、この程度なのかなと、さらに、議会が、もっともっと力をつけて大きくなっていったときに、力をつけていったときには、反問権ということも、もう少し議論として、具体的な形になっていく可能性は、十分あるのだろうなというふうには思うので、それはまた、政策、あるいは、具体的な課題を明確に、執行部が責任を果たすというところで、理解した方がいいのではないかなというふうに思うのです。

○委員長（小坂徳蔵君） いずれにしても、加須市議会として、基本条例が制定しても、反問権っていうことは認めていませんので、そういうことは。ですから、誤解を生むということです。先ほど言いましたように、逐条解説、今、イメージで作ってありますので、それは、また、見直していきますので。はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） はい。十分わかっているのですが、ただ、条文を読んだときに、誤解されている方々も、たくさんいらっしゃるから、その部分をきっちり伝えられるように、できればなということで、意見述べさせていただきました。はい。

○委員長（小坂徳蔵君） いいです、自由討議やっていますから。よろしいですか。他に、ありませんか。なければ、委員会外議員の発言に移ります。今、市議会基本条例案のパブリックコメントに対する市議会の見解案を検討したのですけれども、何か意見があれば、発言を認めます。はい、中條議員。

○18番（中條恵子君） はい。ご苦労様でございます。素晴らしい検討を見させていただきまして、本当に感謝しております。私の方で、7ページの28番、議員の活動について、しっかり評価をしてというようなご意見がありましたと思うのですけれども、後の方に、この基本条例の年間の評価を隔年で特別委員会で行うという、そういうような項目がありますので、ここにも、議員のところだけじゃないのですけれども、議員の活動についての評価も、その中で、含まれてくるわけですね、若干、そこの部分を付け加えれば、評価は、きちんとするのですよということが、明確になるのかなというふうにも思いましたので、一応、意見と

して申し上げておきます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。

○18番（中條恵子君） それから、10 ページの一番上の 41 番、市議会モニター制度を導入しということで、もう既に導入して、募集したわけですがけれども、結果は、公募はなかったというか、そういう応募はなかったという状況でありますけれども、導入してやり始める年なので、ここで、何月何日から何月何日まで募集しましたという形でやると、本当に明確に制度を導入して、募集し始めているんだということが、やはり明確に伝わるのかなと思ったので、もしここが付け加えられるのであれば、付け加えていただいた方が、いいのかなと思いました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、発言される委員会外議員いますか。なければ、これで、委員会外議員の発言を終了します。それでは、たいへん長時間にわたって、本日の委員会で、基本条例案のパブリックコメントに対する市議会の見解について取りまとめて協議いただきました。また、いろいろ意見も言っていただきました。そこで、先ほど条例の中で、もう一度、確認しておきますと、まず、8 ページ、31 番。これは、「議会は、市民参画の機会を」を「市民参加」とさせていただきます。条例案をこの分だけ変えますのでご了承ください。それから 9 ページです。39 番です。請願と陳情がありまして、「その書式等については、」議会の見解の方です。最後から 2 行目のところから、「請願・陳情の提出は、市議会議長に対して行う。その書式等については、市議会だより及び加須市議会ホームページに掲載します。「市議会だより及び」というのを付け加えますので、ご了解を願いたいと思います。それから、11 ページの関係です。先ほどご意見がありまして、46、47、48 については、46 番の会派の政策立案、政策提言等、これは、条例案第 18 条第 2 項については、「これで、十分ということはありません。引き続いて、各会派において一層の努力が課題です。」ということにしました。それと、下の部分は取りまして、ただ、最後の 2 行はいいかなと思います。なお、47、48 の最後の部分です、「加須市議会のこれまでの経緯を踏まえて、会派の役割を第 18 条で定めています。ご理解いただきたいと思います。」これは、生かしておきたいと思いますので、ご了解してください。それから、12 ページ。12 ページの 49 番になります。49 番と 13 ページの 50 番。これは、同じ内容ですので、まとめて市議会の見解を一つにしたいと思います。ご了解ください。それから、13 ページの 51 番です。これ、政務活動費の関係です。これは、市議会の見解の上から 2 行目、「県内 40 市中」ではなくて、「県内 40 市議会中」と「議会」をいれますので、お願いいたします。それから、51 番と 14 ページの 52 番は、同じ

内容で、意見は、2 つにして、見解は、一つにして入れるということで、事務局の方で、先ほど、私言いましたけれども、そのようにしてください。それから、大内委員さっき言ったの、何番でした。

○8番（大内清心君） 51番です。

○委員長（小坂徳蔵君） レポートの関係。

○8番（大内清心君） そうです。

○委員長（小坂徳蔵君） 分かりました。51番と52番、レポートの関係も入れますので、分かりました。一応、そこのところは、出された意見について、それから、野中委員の方から言われました、逐条解説の方の論点の明確化については、別にまだ、公表していませんし、これは、まだイメージということで、作成中ですので、誤解を生まないように修正しますので、ご了解いただきたいと思います。今言った部分については修正を、今出された意見で、修正をしますので、そこを直した上で、この内容でよろしいですか。

（「はい。」という人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。この内容で、市議会の見解ということで、取りまとめていきたいと思います。今日まとめた内容につきましては、後で、委員の皆さんに、製本化したものをお渡ししますし、それから、6月議会の代表者会議、議会運営委員会、全員協議会で、報告して、そのあとで、市議会ホームページに掲載して、市民に公表していきたいと思います。2日間、その前からですけど、相当、我々も協議する中で、市議会基本条例案の内容について、市民の意見に対して、答えていかななくてはいけないので、たいへん内容が、深まったのではないかなとそんなふうに思っています。いろいろな意見を市民から出していただいて、議会としても大変、深い議論ができた、それをまた、市民の皆さんにお返しをするということで、たいへんよかった、そんなふうに思っております。そのように進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、協議事項の2番になります。加須市議会業務継続計画、市議会版BCPについてを議題といたします。過半に、風水害対策編について、本委員会で決定しております。これについては、資料で配布しておりますが、市議会版のBCPについては、全体像について、改めて、戸田議事課長から、説明をお願いいたします。

○議事課長（戸田 実君） はい、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい、それでは、協議事項の（2）加須市議会業務継続計画（市議会版BCP）についてにつきまして、説明をさせていただきます。資料の 3-1、3-2、3-3 になります。それぞれ、内容の詳細については、割愛をさせていただきたいと思います。まず、資料の 3-1 になります。加須市議会業務継続計画、これの策定につきましては、これまで、当委員会におきまして昨年度の 5 月から、約 1 年間かけまして、策定について、本格的に協議を進めてまいったところでございます。この間、確認されまして、取りまとめた資料を、本紙の 3-1 ほか、3-2、3-3 として、本日改めて、配布をさせていただいたところでございます。なお、本紙の 3-1 の中身は、震災対策編にかかる部分を含んだ形で、計画書が作成されておるところでございます。なお、この本紙 3-1 の 11 ページにこれまでの、先ほどもお話ししましたが、昨年 5 月から協議をスタートしまして、この間に至るまで、協議経過等について 11 ページの方で、お示しをしているところでありますので、ご覧いただければと思っております。続きまして、資料の 3-2 になりますけれども、この資料の 3-2 から、今度は、風水害対策、これに特化した形で、別枠として、加須市業務継続計画の風水害対策編として、協議をいただきまして、取りまとめられたところでありまして、この資料については、既にご確認されたところでございますけれども、資料の 3-2 ということになります。最後に、資料の 3-3 でございますけれども、こちらにつきましては、加須市議会が、災害時に即応できるよう、即応できる体制の整備をはかることを目的とするための、加須市議会災害対策会議設置要綱を策定したところでございます。以上、3-1、3-2、3-3 これらにつきまして、それぞれ、この本委員会に置いて、ご了承いただいたところでございますけれども、改めて、ご確認のほどをお願いしたいと存じます。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。一応、加須市議会版BCPということは、今、説明がありましたように、資料の 3-1。これは、BCP に対する基本的な考え方、並びに震災対策が、ここに、全て網羅されているということでもあります。それから、資料の 3-2。これは、加須市が、渡良瀬川と利根川の一級河川、2 本通過しているということで、どうしても、水害対策、これは、避けて通れない課題でありまして、この間皆さんで協議いただきました。その意見を踏まえて、風水害対策編としてこれも、まとめてあります。これが、風水害対策編です。そして、資料 3-1 震災対策、並びに 3-2 風水害対策で一番の基本になるのが、この資料の 3-3 になっております。市議会災害対策会議設置要綱であります。これに基づいて、全て、動いていくということになっております。その中には、対策

会議の委員長は、議長になるわけでありますが、副委員長は、副議長になるわけでありませんが、もし、正副議長が不在の時は、議会運営委員会の委員長ですか、議運の委員長もいない時は、第1会派の委員が、委員長を代表するということまで、厳密にここに定めております。できれば、皆さん方で、これで宜しければ、基本条例が制定と合わせて、加須市議会として施行していきたいと、そのように思っております。何かご意見があれば、伺いますが、いかがでしょうか。

○7番（佐伯由恵君） 委員長、はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） ご説明では、これまでの議論の総括ということで、受け止めました。そして、3-1の資料の、2ページのところですけれども、この2番に災害の種類ということで、地震、風水害、その他ということがあります。その他の部分について、今後の計画または、市の方の計画がありますから、それに準じて。その他の部分を今後どうしていくのか、伺いたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） これについては、先ほど、戸田議事課長から、説明がありましたように、ここまでまとめるまで1年間。実は、もっとその前から、事務局からは、資料を出していただいたり、あるいは、ポイントを資料として提出していただきました。そういう意味では、約2年近く議論した中で、ここまで来ました。その他のことについては、一応この課題になるということで、全て、他のところに、今後の課題ということで、課題を含めてあります。ですから、その他も、今後の課題であって、また、落ち着いたところで、次の段階に取り組んでいくということになろうかと思います。説明になったかどうか分かりませんが、取りあえず、これは、まとめるだけで、精いっぱいやったということでございます。よろしいですか。

○7番（佐伯由恵君） はい。了解しました。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございますか。

○8番（大内清心君） すみません。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） この、議会版のBCPに関しては、本当によくまとめていただいたなって、修正も加えていただいて、いいものができたかなと思っております。前に、戻ってしまうのですが、パブリックコメントの件で、先ほど、委員会外議員の中條議員の方から、意見をいただきました2件ほどの件に関しましても、条例の部分のチェックの部分で加

えて、それを入れたほうが、見解として分かり易いのかなというふうに、私も思ったのですが、その辺は、加えるお考えはないのでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 議会モニターの関係ですが、私も、その辺は考えました。しかし、現実に応募なかったと。これも、現実です。残念ながら、それだけ、まだ、敷居が高いとかありましたけれども、普通で、もし、私が、議員をやっていなかったら、たぶん市役所は、敷居が高いのだろうと、ましてや、4 階は、もっと敷居が高いだろうと、そんなふうにも思っております。まずは、今、この間、前回お話ししたように、まずは、各団体要綱に基づいてお願いをしていくということで、今、準備をしております。それを書くと、各団体に失礼に当たるかなと思いますので、まずは、実際に、ここに、さっきありましたように、実際、実施に移していると導入しているということなので、まずは、実施に移すことが、議会に課せられた、課題の 1 つかなと思いますので、その辺は、私も、そこはまとめるときに、随分考えました。でも、できなかったことをわざわざやることはないかと、4 月から、実施している、実施に移して導入しているということで、ご理解いただけるかなということで、思いました。それから、議員の評価の問題ですが、これは、私、今でも印象に残っているのですけれども、最初に議論するときに、骨子を協議している段階で、一体、議員の評価は誰がするのだということで、大きな議論になりました。確かに、お互いに、議員同士が、議員というわけにはいかないだろうと、そういうことで、議員の評価については、外した経緯があります。骨子を議論している時に、私、強く印象に残っておりまして、ですから、これからは、議員の評価ということが、誰がというのは難しいのではないのかなと。例えば、第 3 者委員会でも作って、議員 28 人の評価をしますというようなことでも、やるのかな。それこそ物差しどうするのだということになるわけです。ですから、これはやはり、全体の評価の中で、当然第 5 条、これ、議会運営の原則を定めているのですが、第 6 条は、議員の活動原則を定めているのですが、そのへんを評価することになってきますので、その辺を評価する中で、反省するべきところは反省して、正していくということになっていくのかなと。いずれにしても、議員の評価については、個々の評価については、条例骨子をする段階で、相当激しく、ここで議論した経過があるので、ちょっと、ここには入れないことということでしたいと思っています。実際に改選後には評価が始まります。その中で、どうなのかということが、また、議論していただければ、いいのかなと、そんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしいですか。

○8 番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君）　そういうふうに思っております。他に、ございますか。もし、なければ、市議会業務継続計画については、これで、確定ということで、6月議会に向けて、代表者会議、そして議会運営委員会、さらには、全員協議会に報告をいたしまして、条例制定と合わせて、施行していくということで、進めていきたいと思います。最後に、資料の3-2がありますけれども、3-2の2ページのところに、最後にありますけれども、最後に、今後の課題がきまして、一番最後に、その他とありますけれども、その他は削除したいと思いますので、その他というのは、あまりに無責任になってくるので、後は、課題は、明確になってきますので、そこだけは除いてやりたいと思いますので、一応、計画ですので、計画がその他というわけにはいかないなと思いますので、そこだけご了解いただきたいと思います。それでは、そのように進めていただきたいと思います。この業務継続計画については、何れにしても、およそ2年にわたる本委員会で、各委員の協議によって、ここまで、誰からの援助もなく、それこそ、市議会の英気を結集して、作ってきたといえるのかなと思います。今のところもしこれで施行できれば、県内40市議会中、志木市議会に次いで、2番目になるのかなと、そんなふうに思っております。そのように進めてまいりますので、よろしく願いします。それから、時間も迫ってきましたので、最後に今後の協議の日程について、議題といたします。私の方から、2点、提案したいと思います。6月議会に上程していきますので、最終的なチェックが必要です。特に業務継続計画については、一応事前協議が必要となります。それで、執行機関との最終的な事前協議を、5月22日火曜日、午前9時30分から、第一委員会室で行いたいと思います。これは、市議会基本条例、それから市議会版BCP。これは、市議会上程前に、最後の事前協議となります。小勝副委員長と、酒巻委員は、参集願います。次に、第24回の議会改革特別委員会ですが、いろいろ市議会も、定例会も近づいてきますけれども、一応、今月の5月29日の火曜日、午前9時30分から、第二委員会室で、開会をしたいと思います。議題は、第2回定例会に基本条例を提出いたしますが、そのことや、それぞれ、今、取り組んでいるものについて、皆さんにご協議いただいて、進めていきたいと、そんなふうに思っております。この日程で、よろしいでしょうか。

（「はい。」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君）　はい、ありがとうございます。事前協議は、5月22日火曜日、午前9時30分から、小勝委員と、酒巻委員、ご参集ください。それから、第24回の議会改革特

別委員会は、5月29日火曜日、午前9時30分から。第2委員会室で行いますので、ご参集をお願いいたします。それでは、本日の議題の協議は、すべて終了いたしました。本日の協議内容につきましては、特別委員会通信第22号を発行して、市議会のホームページに掲載し、議員各位に配布をいたします。これで、本日の議事は、すべて終了いたしました。



#### ◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） 散会にあたりまして、小勝副委員長から、あいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） はい、本日も、長時間にわたりまして、熱心に協議いただきまして、ありがとうございました。今日の話の中にありましたように、市民学習カレッジ、49名の方が、応募といいましょうか、申し込みいただいて、本人の申し込みが3名ということで、特別委員の方には、46名の方に声を掛けていただき参加いただくということでありありがとうございました。特に8月3日は、さらに多くの市民の方に、参加いただきたいと思いますから、広報も必要ですし、さらにお声掛けいただくと、よろしいのではないかなと思います。今日も熱心にご協議いただきまして、ありがとうございました。以上でございます。



#### ◎散会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会といたします。大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

散会 午後0時08分